

## 平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議 議事録

- 1 日 時 平成26年7月22日（火）10時00分～11時15分
- 2 場 所 杉妻会館 3階「百合の間」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議事内容

### 【開 会】

（司会：食品生活衛生課主幹）

皆さまおそろいですので、ただいまから、平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議を開催いたします。開催に当たりまして、本会議の議長であります村田副知事より御挨拶を申し上げます。

### 【あいさつ】

（議長：村田副知事）

皆さんおはようございます。会議の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本県における食の安全・安心の確保につきましては、平成24年度にそれまでの方針等を全面的に見直しを行いまして、新たな基本方針と、対策プログラムを作成したところでございます。今年度は、その最終年度となります。従いまして、各事業の目標が達成できるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

特に、「食品中の放射性物質対策」につきましては、若干ではありますが、基準値を超過する食品が見受けられることから、徹底した検査の継続と測定結果の迅速な情報発信をお願いするとともに、リスクコミュニケーションなどによりまして、引き続き県民の不安解消に努めていただきたいと思います。

本日の会議では、昨年度の事業実績や、今年度の事業計画などを議題としておりますので、忌憚のない意見の交換をよろしく願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（司会）

これからの議事進行につきましては、議長をお願いいたします。

それでは、村田副知事、よろしく願いいたします。

### 【議 題】

（議長）

円滑な議事進行に御協力をよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

まず最初に、議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」ですが、「(1)平成25年度事業の実施状況について」、事務局から説明してください。

## 議題 1 : 「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について

### (1) 平成 25 年度事業の実施状況について

#### ○実施状況の概要について

(事務局：食品生活衛生課長)

それでは、ご説明いたします。まず「資料 1」をご覧ください。議題 1 のふくしま食の安全・安心対策プログラムの、(1) 平成 25 年度の実施状況について、説明させていただきます。

昨年度実績の説明ですが、はじめに実施状況の概要と基本施策 1、基本施策 2 の実施状況につきまして、私から一括して説明させていただきます。ここで一度、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと考えてございます。

その後、本プログラムの要であります、放射性物質対策に関する基本施策 3 の実施状況について、関係課長等から事業順に説明させていただきます。

それではまず、実施状況の概要についてご説明いたします。資料 1 の 1 ページをご覧ください。基本施策 1 につきましては、食の安全に関する事業として 52 事業を計画しており、そのうち 50 事業について実施いたしました。基本施策 1 では、17 の成果目標を設定しております。そのうち、10 の成果目標については、策定時の現況値と同等または改善されているという状況です。

次に基本施策 2 につきましては、食の安心に関する事業として計画どおり、15 事業すべて実施いたしました。成果目標は 5 つ設定しておりますが、具体的取り組みが平成 25 年度から実施された 2 つの成果目標を除く 3 つの成果目標につきまして、すべて現況値より改善されております。

次に基本施策 3 につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業 9 つを含む 31 事業すべてを実施いたしました。成果目標は 2 つ設定しており、いずれも現況値と同等または改善されており、食品衛生法に規定する放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品はありませんでした。

続きまして、取り組みの一つである放射性物質検査の主な状況について、1 ページ下段の表をご覧ください。これは県が実施しました県産農林水産物の主な品目と加工食品の検査状況です。左側が平成 23 年度まで、右側が平成 24 年度及び 25 年度の件数、割合を示しておりますが、平成 23 年度までは暫定規制値、24 年度からは新基準値が適用となっております。平成 25 年度の状況ですが、玄米は全量全袋検査の結果、基準値を超過した検体は、約 1,095 万点のうち 28 点のみとなっております。また、野菜・果実及び畜産物につきましては、基準値を超過した検体はありませんでした。水産物につきましても基準値を超過する検体の割合は、平成 24 年度の 12.7% から 2.8% へと大幅に減少しております。一方、山菜・きのこにつきましては、全体の 5.5% が基準値を超過しております。また、加工食品につきましては、基準値を超過したものは 28 件ありましたが、そのうち 24 件があんぼ柿等の試験的加工品でした。

次に 2 ページをご覧ください。プログラムに掲げました成果目標と平成 24 年度及び 25 年度実績の一覧でございます。基本施策 1 においては、17 指標のうち 7 指標が現況値より悪化しております。不良食品発生件数にみますと、⑩が全体の不良食品の発生件数でありまして、平成 24 年度実績が

44件と、現況値より若干減少いたしました。25年度は52件と現況値と比べ5件増加しております。⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品の発生件数につきましては、現況値4件に対して9件と、増加しております。小規模店舗における表示違反件数が増加したことなどが、不良食品発生件数増加の原因です。なお、基本施策1の不良食品発生件数には、放射性物質によるものは含まれておりません。

次に、3ページの基本施策2と基本施策3につきましては先ほど申しましたとおり、すべての指標について現況値と同等または改善しているという状況です。

概要については以上です。

## ○基本施策1の実施状況について

次に基本施策1の実施状況について説明いたします、4ページをご覧ください。

基本施策1は、生産から消費に至る食の安全確保に関する事業です。「(1)安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、「No.4有機栽培等の推進」において専門知識を有するコーディネーターを活用したほか、「No.5死亡牛のBSE検査」においては、1,552頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しました。また、「No.2GAPの推進」や「No.6安全・安心きのこ栽培の推進」においては、それぞれマニュアルに基づいて周知するなど安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。

次に、「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、「No.1食品製造・加工に関する技術相談」を1,727件受けたほか、「No.2HACCPの推進」において、172回の監視を行うなど、3事業を実施しております。

次に、「(2)生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、「No.1農薬適正使用の推進」において農薬使用者等の研修会を2,396回実施し、49,063名の方に参加いただいたほか、「No.3魚類防疫指導」を37件、「No.4貝毒検査」を11回実施するなど、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、「No.5水産物産地市場衛生管理指導」につきましては、すべての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため実施することができませんでした。

次に、「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」ですが、「平成25年度食品衛生監視指導計画」に基づきまして、「No.1食品製造施設」について、6,828施設、「No.2食中毒防止対策」として、旅館や仕出し屋、集団給食施設等に対して、2,668施設の監視・指導を実施いたしましたほか、8ページですが、「No.4特定給食施設」について447施設の巡回指導を行うなど、6事業について実施いたしました。

次に、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、「No.1市場・大型小売店等」につきまして、4,324施設の監視・指導を行うなど、3事業中2事業を実施いたしました。なお、「No.2卸売市場の品質管理指導」につきましては、震災及び原発事故の影響がありまして意識啓発セミナーを開催することができませんでした。

次に、9ページですが、「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、3, 334施設の監視・指導を実施し、不適正な表示の輸入食品を1件確認しております。

次に、10ページです。「(3) 食品表示の適正化の推進」であります。食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、講習会など、6事業を実施いたしました。概要でもご説明しましたとおり、不適正な表示が多く確認されておりますので、適正な表示に向けた指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、11ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」であります。検査の精度管理等に関しましてはNo. 1、No. 2の事業を実施したほか、学校給食につきましても、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo. 3、No. 4の事業を実施いたしました。また、No. 5～No. 10までの事業につきましては、「平成25年度食品衛生監視指導計画」に基づき実施いたしました。残留農薬基準値超過が2件、食品添加物使用基準違反が1件ありました。さらに、No. 11～No. 15までの事業により食肉の検査を実施するなど、食の安全確保のための検査としては、15事業全ての事業を実施し、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、13ページの「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No. 1 残留農薬検査」や「No. 2 化学物質検査」など4事業を実施いたしました。「No. 4 ダイオキシン類の調査」では、問題となる値は確認されていないという結果でした。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上です。

## ○基本施策2の実施状況について

引き続きまして、基本施策2の実施状況について説明いたします。14ページをご覧ください。基本施策2は、「食の安心の実現」に関する事業です。

「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No. 1 消費者への教育事業」において、テレビ、ラジオによる211回の広報など、「No. 2 消費生活苦情処理体制の整備」においては、815回の食品安全相談、また、「No. 8の食品衛生講習会」においては出前講座を含めて、537回の講習会を開催するなど、8事業を実施いたしました。

次に、16ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No. 1～No. 4まで、県内各地において計9回、懇談会やフォーラム等の事業を実施いたしまして、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図りました。

次に17ページの「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、平成25年7月と平成26年1月に「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催いたしまして、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の実施状況等に関する意見等をいただくとともに、食の安全・安心に関わる情報交換を行いました。

最後に、「(4) 食育の推進」におきましては、「No. 1 市町村食育推進計画作成」について作成市町村が増加するなど、2事業を実施して食育の推進を

図りました。

以上が、実施状況の概要と、基本施策1、基本施策2に関する実施状況の報告です。よろしく申し上げます。

### ○質疑等（概要、基本施策1及び基本施策2）

（議長）

ただ今、実施状況の概要と基本施策1、基本施策2に関して説明がありましたが、皆様から何か御意見、御質問等がありますか。

保健福祉部長、何かありますか。

（保健福祉部長）

この後の基本施策3において説明があると思いますが、食品の放射性物質対策は、震災以降、風評対策も含めて力を入れてきたところではありますが、現在、夏場に向かうということもあり、食中毒の発生が心配される時期になります。今ほど説明いただいた基本施策1の食中毒対策として、保健福祉部は給食施設等の監視指導や啓発事業などを実施して参りますので、他部局の皆様と統一的に力を入れていきたいと思っております。

（議長）

他に何かございますか。

（意見等なし）

（議長）

それでは、概要と基本施策1、基本施策2の実施状況につきましては、御了承いただいたものといたします。

次に、基本施策3について関係各課及び中核市から説明をお願いします。

### ○基本施策3の実施状況について（関係各課長等）

（環境保全農業課長）

18ページをお開きください。基本施策3「食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。」という施策の(1)の「No.1食の安全・安心の推進（GAPの推進）」について説明いたします。GAPとは、農業生産工程管理のことで、農産物の生産工程をさまざまな段階でチェックするというものでございます。この生産工程管理の中に放射性物質対策を含めるということで、昨年3月に推進基本方針を改定いたしまして、新たな推進マニュアルを策定しています。25年度につきましては、「大豆」と「そば」についてマニュアルを改訂いたしまして、周知を図っています。

（林業振興課長）

続きまして、「No.2安全・安心きのか栽培の推進」について説明いたします。平成25年10月に国で栽培きのか等に関する放射性物質対策のガイドラインが策定されました。これを受けまして、平成26年3月に、従前の残留農薬等について工程管理をする「福島県安心きのか栽培マニュアル」に放射性物質対策を盛り込み、マニュアルの一部修正を行いました。このマニ

アルについては、県内のきのこ栽培指導に携わる林業普及指導員に対して、まず講習を行い、県下のきのこ生産者に対し県内3カ所で講習会を開催いたしました。生産者に対する講習会の参加人員129名でした。また、このマニュアルにつきましては、県のホームページ等に掲載するとともに、関係機関・団体の協力のもと、周知を図ったところです。

(環境保全農業課長)

続きまして、「No. 3 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」ですが、この事業につきましては、放射性物質の検査を含めました新たな安全管理体制の構築を進めるということで、「ふくしまの恵み安全対策協議会」におきまして実施しました米の全量全袋検査を始めとする検査機器の導入の支援、農産物の安全管理システムの拡充等を行って、安全性の「見える化」を推進して参りました。25年度につきましては、米の全量全袋検査の機器整備ということで県内に202台整備いたしましたして、1,000万点を超える検査を実施しております。それから、園芸品目等の検査のために104台の検査機器を整備しております。なお、これらの結果につきましては、「ふくしまの恵み」のホームページの中で情報公開しております。

(食品生活衛生課長)

続いて、「No. 4 食品製造施設の監視指導」につきましては、基本施策1の再掲事業ですが、「平成25年度食品衛生監視指導計画」に基づき、6,828施設に対する監視指導を実施いたしました。放射線物質に関しましても、自主検査の実施などの原材料の安全性確認、さらには、製造、加工場所や器具、機材等の安全管理などについて、助言、指導を行っております。

(環境保全農業課長)

次に19ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」です。「No. 1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」であります。この事業では、農林水産物の緊急時モニタリングを実施してまいりました。25年度につきましては、先ほどご説明あったとおりですが、28,770点の検査をいたしまして、残念ながら419点の超過が見られたところです。

(水田畑作課長)

続きまして、「No. 2 米の放射性物質全量全袋検査」です。これも前に説明がありました、「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」で体制整備をした上で検査を実施しているものです。対象は、実施状況に関する説明のところにありますように、出荷米はもとより、農家の自家保有米を含めて、県内で生産された全ての米の安全性を確認するために全量全袋検査を実施しているものです。検査点数につきましては、3月末時点で、1,095万点超となっております。内訳は資料のとおり、30Kgの米袋、また1tのフレコンバック、端数米等あわせた数字です。基準値の超過点数については、全体で28点ということで、これについては現在も変わっておりません。

(畜産課長)

続きまして、「No. 3 肉用牛の放射性物質全頭検査」です。県内から出荷さ

れる全ての牛について、放射性物質検査を実施しております。県内は、郡山市にあります食肉流通センターに出荷、県外は、関東を中心に19のと畜場に出荷されておりますが、活動実績に示されておりますとおり、出荷頭数22,009頭全て検査しまして、基準値を超過した牛はおりませんでした。

(郡山市代理：保健所参事(兼)生活衛生課長)

「No.4 豚肉等の放射性物質検査(出荷前の行政検査)」ですが、市内のと畜場で処理されました豚・馬・めん羊等の牛肉以外の食肉につきまして、5,639検体の放射性物質検査を実施しました。その結果基準値を超過したものはありませんでした。

(自然保護課長)

20ページをご覧ください。「No.5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」ですが、県内で捕獲されました野生鳥獣の肉の放射性物質検査を実施しております。これにつきましては、検査結果は速やかに県のホームページで公表して、県民の皆様に情報公開をしております。検査結果ですが、303検体を調査しまして、うち基準値を超過した検体は219件ございます。これらにつきましては、国が出荷制限を指示しておりますとともに、県においても自家消費の自粛をお願いしているところであります。

(食品生活衛生課長)

「No.6 加工食品等の放射性物質検査」につきましては、出荷前又は流通販売段階における検査を実施しております。中核市における検査を含め、7,879検体を検査した結果、基準値を超過した食品が29検体ありました。29検体のうち、24検体はあんぼ柿等の試験的加工品でありました。ほかの5検体は記載のとおりです。

なお、基準値を超過していた食品が市場流通していたという事実はありませんでした。

(産業創出課長)

「No.7 加工食品の放射能測定事業」です。県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するという事で、ハイテクプラザとハイテクプラザ会津若松支援センターで無料で放射性物質の検査を実施しております。平成25年度におきましては、相談を受けました件数が2,692件、測定件数は2,559件であり、基準値を超過した検体は1件でした。これにつきまして、市場への流通はありません。

続きまして「No.8 商工業者のための放射能検査支援事業」です。こちらは、事業者が実施する自主検査を支援させていただくという内容です。平成24年度に県内の10商工会議所と26商工会に放射能測定機器を設置いたしました。平成25年度以降につきましては、24年度に設置しました機器についての検査費用や諸々の消耗品などの維持費用を補助しております。昨年度の実績につきましては、測定件数が2,626件となりました。そのうち2件の基準値超過がありました。市場に流通はしていません。

(消費生活課長)

続きまして、「No. 9 食品等の放射能簡易分析装置整備事業」です。この事業につきましては、住民に身近な公共施設等に自家消費野菜等の放射能簡易分析装置を整備いたしまして検査を行ったものです。昨年度は130,440件の検査を実施いたしました。

(健康教育課長)

続きまして、21ページをご覧ください。「No. 10 学校給食用食材の放射性物質検査」ですが、学校給食用食材に対する安全安心の確保のために、県立学校17校で検査を実施しております。また、市町村においては、平成25年度は43の市町村に対して補助事業を実施しております。検査のための検査員の雇用経費、検査の試料代及び機器メンテナンスの校正費用を補助しております。

続きまして、「No. 11 学校給食放射性物質モニタリング事業」です。これは給食一食分全体について、民間の検査機関に委託して事後検査を実施し、その結果を公表するなどの取り組みを行っております。昨年度23の市町村、県立校6校において実施いたしまして、2,480検体を検査いたしました。その内放射性物質を検出したものが6件で、最大でも1.28Bq/kgと、非常に低い値でありました。

(放射線監視室長)

続きまして、「No. 12 日常食の放射性物質モニタリング調査」です。一般家庭で食されている食事につきましては、朝昼晩、間食も含めまして一食分多く作っていただき、検体としてご提供いただきまして、これを分析したものです。結果といたしましては、資料に記載されているとおり、昨年度398検体実施いたしましたが、基準値を超えるものはありませんでした。

(食品生活衛生課長)

続きまして、「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」です。まず、「No. 1 水道水の放射性物質モニタリング検査」におきましては、県内全ての水道水について、324箇所、12,159件の検査を実施いたしましたが、管理目標値を超過した検体はありませんでした。次に、「No. 2 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査」におきましては、水道水以外の井戸水や湧水など、2,524件の検査を実施いたしましたが、こちらも管理目標値を超過した検体はありませんでした。

(消費生活課長)

続きまして、22ページをお開きください。「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」であります。「No. 1 食の安全・安心アカデミーの開催」につきましては、県が主体となりまして県内3市で講演会形式で開催しましたものが6回、延べ335名の参加がありました。それから、福島市において、シンポジウム形式で1回開催しまして、126名の参加がありました。

続きまして、「No. 2 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）」の実施です。これにつきましては、市町村内の公民館・集会場等

で、32市町村、65回開催いたしまして、延べ2,097名の参加がありました。

(環境保全農業課長)

「No. 3 食の安全・安心推進事業」です。この事業につきましては、県内量販店の協力を得ながら産地情報等を消費者の皆様にお伝えをして、安全・安心の確保に努めるというものです。昨年度につきましては、県内の6事業者の方に委託をいたしまして、8月から2月にかけて、情報発信、PR、現地視察等の活動をしていただいたところです。

それから、「No. 4 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」につきましては、再掲載ですので、説明は省略させていただきます。

(食品生活衛生課長)

「No. 5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」につきましては、住民帰還後における飲用井戸水等の使用に向け、使用再開に当たっての留意事項等を記載した資料を作成しまして、市町村の担当窓口を通して、広報誌等への掲載や飲用井戸水等検査窓口における資料配付等を実施しております。

(農産物流通課長)

続きまして、「No. 6 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報」です。県産農林水産物モニタリング検査の結果を、品目別、地域別、地図など簡単に検索してご覧いただけるシステムを23年8月から運用を開始しております。24年8月には海外からの対応も踏まえて、英語版を公開しております。さらには、加工食品を品目として追加したところでもあります。実績といたしましては、「ふくしま新発売。」WEBサイトへのアクセス数につきまして、日平均2,669名の方がアクセスしており、15,048ページをご覧いただいている状況です。

(林業振興課長)

続きまして、「No. 7 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」です。こちらは、春先の山菜の時期やこれからの野生きのこの時期以前に、有毒な食べられないものの誤食を防止する啓蒙活動を行い、食中毒の防止を図る活動を実施しております。併せまして、出荷制限等の対象となっている品目について、広く県民の皆様にはホームページ等を通じましてお知らせをする活動も行っております。また、食毒の判別を求められた場合に出先事務所、林業研究センター等々におきまして、きのこ・山菜等の鑑定を行っていく活動も行っております。

(食品生活衛生課長)

「No. 8 食品衛生講習会の実施」につきましては、出前講座を含めて537回の講習会を実施いたしましたが、放射性物質に関する基準値や検査体制及び検査結果などについて、正しい知識を習得していただけるよう、食品衛生の知識と併せて講習を実施しております。

次に、「No. 9 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催」につきましては、県内6地域で開催しまして、同様に放射性物質の基準値、

検査体制等に関する知識や情報提供を実施したほか、参加された方々から御意見をいただくなど、相互理解に努めたところです。

(いわき市 代理：保健所生活衛生課食品衛生係長)

24ページ「No. 10食の安全に関するフォーラム等の開催」についてになります。こちらは11月に国の基調講演と消費者側とでの意見交換という形で開催いたしました。102名の参加がありました。参加者からは、「よかった」又は「たいへんよかった」という意見が88%を占めまして、ご自身の意見、考え方については42%の方が「かわった」という意見がありました。

(食品生活衛生課長)

「No. 11ふくしま食の安全・安心推進懇談会」につきましては、先ほど説明しましたとおり、2回開催して、意見交換を実施したものです。

最後に、「(5)食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」に関する各事業について説明させていただきます。

まず、「No. 1加工食品の放射性物質測定に関する調査」につきましては、食品中の放射性物質の検査方法に関して、水戻しを要する食品のうち、国から検査方法が示されていない食品について、検査方法の研究を行ったものであります。

(農業振興課長)

最後の事業になりますが、「No. 2放射性物質除去・低減技術開発事業」です。資料にありますように、土壌及び農産物等の放射性セシウム濃度の経年変化、動態等を継続的に調査しております。併せまして、放射性セシウムの吸収抑制技術、また除染技術等につきまして、技術開発を行いました。実績につきましては、ホームページでの公表や農業者等に説明するという事で情報提供を行っております。

(食品生活衛生課長)

以上が、基本施策3の全事業の実施状況でございます。

続きまして資料2をご覧ください。これは、主な農林水産物と加工食品について、震災発生後から平成25年度までの放射性セシウムの検査結果の時間の経過に伴う推移を表したものです。これまでの放射性物質検査の結果について、時系列にわかりやすくご覧いただくために作成した資料でありまして、広報用としても活用してまいりたいと考えております。

グラフをご覧いただければおわかりかと思いますが、野菜・果実につきましては、事故直後に放射性物質が降下・付着した影響から100Bq/kg超過がみられましたが、平成24年度以降は基準値超過はごくわずかで、25年度においては全て基準値以下であり、うち90%以上が「検出せず」となっております。

また、山菜・きのこですが、まず、野生の山菜・きのこにつきましては、季節により採取量の変動が大きいため、四半期ごとのデータから推移を読み取ることが難しいところですが、平成25年度においては100Bq/kgを超過

している検体が、全体の約5.5%見受けられております。

一方、栽培きのこについては、平成23年度第4四半期以降は、全て100 Bq/kg以下となっております。

次に、畜産物でございますが、23年度などは100 Bq/kg超過がみられましたが、24年度下半期からは全て基準値以下であり、最近の状況をみると約98%が「検出せず」となっております。

なお、畜産物のうち、原乳につきましては、23年度第2四半期からは全て「検出せず」、鶏卵については、23年4月以降全て「検出せず」となっております。

次に、水産物でございますが、事故直後は約半数が100 Bq/kg超過でございましたが、その後、超過の割合は徐々に減少し、最近では、97%以上が基準値以下となっております。

なお、試験操業の開始以降、対象魚種については全て100 Bq/kg以下となっております。

最後に、加工食品ですが、これは、あんぼ柿等の試験加工品を除くデータであります。23年度は乾燥野草や梅干しなどで100 Bq/kg超過が一定数確認されましたが、最近では、超過はごくわずかであります。

以上のように、各食品において、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜・きのこや水産物など、一部に超過している食品が見受けられているという状況です。以上、平成25年度の実施状況につきまして、事務局からの説明を終わります。

### ○質疑等（基本施策3）

（議長）

それでは、基本施策3について、なにか御質問等がありますか。

農林水産部から何かありますか。

（農林水産部長）

それぞれの課から、生産・流通・消費の各段階できめ細かく検査を実施し、結果を公表しているのので、流通している食品の安全性については問題がないという説明がありました。しかしながら、消費者庁が半年に一度実施するアンケートの今年2月の結果を見ますと、「放射性物質の検査が行われていることを知らない」という方が26.9%であり、更に半年前の結果でも知らない方が22.4%でした。併せて、「福島県産品の購入をためらう」という方が、15.3%いるという結果であります。

我々としてもしっかり検査と結果の公表を行い、風評対策としてマスメディアを利用したPR等を行っているところですが、そういった取り組みについては意見の分かれるところがあり、「検査を実施していることが知られていないのでもっと積極的にPRを行うべきである」という方と「市場に流通するものは安全性が確保されているのだから、いつまでも検査結果の公表に力を入れる必要はないのではないか」という方など、評価は様々であります。ただ、県外は別として、県内については、当面の間きめ細かく検査を実施して公表を行っていく必要があると考えます。

また、リスクコミュニケーションについては、積極的にシンポジウムやフォーラムに参加される方以外の方にどのように情報発信していくかが重要で

あると考えます。消費者庁のアンケートの話に戻りますが、「日本の食品中の放射性物質に対する基準値が、EUやアメリカの基準値より小さい数字であると理解している」方は22%しかいないという結果がございます。消費者庁は、学校の栄養士や保健の先生に知識を広め、リスクコミュニケーターの養成を行っていますが、このようなより身近な顔の見える方が説明を行っていくことが、消費者の理解を深めていただく上で重要なのではないかと考えます。

いずれにせよ、しっかり検査を実施していくことはとても重要なことであり、これからも継続していかなければならないと考えますが、行政機関からのみの情報発信では、信頼につながっていかない状況もございますので、生協や国際機関等と協力して情報発信を行ったり、NPOなど民間団体の調査をサポートし情報発信を行ってもらうなどの必要性があるのではないかと考えます。

(議長)

それでは、教育長から何かありますか。

(教育長)

先ほど健康教育課長から、学校給食の食材の放射性物質検査と給食一食丸ごとの検査について説明がありました。震災直後、県産の食材を給食に使用することについて、保護者の方から不安の声もあり、本来は地場産物を積極的に給食に活用しないといけないのですが、使用が困難でした。震災前は、学校給食における県産食材の使用割合を平成26年度で40%にするという目標があったのですが、震災以降その数字が22年度の36.1%から、23年度は調査していませんが、24年度には18.3%と半減してしまいました。このような状況から県産食材の使用割合を増加させるのは難しいだろうということで、県の福島新生プランの目標は、具体的な数値目標は示さず「上昇を目指す」という、保護者の方々の不安に配慮した目標といたしました。

しかしながら、給食食材や給食を一食丸ごと検査し結果を公表することで、保護者の方の理解が深まってきたこと、保護者への試食会等の「いただきます。ふくしまさん」という事業等を通じて、給食に地場産物を使用することに対して、各市町村で対応が異なるところもありますが、だいぶ前向きな対応をいただけるようになってきております。このため、直近の指標の見直しにおいて、これまでの「上昇を目指す」から、震災前の指標は「26年度に40%」でしたが、新たな目標値を「32年度に40%」と設定し、県教委でも給食に地場産物を積極的に活用していくことを、検査体制の実績を踏まえて目指すことにしたところでありますので、広く県民の皆さんにPRしていきたいと思っています。

(議長)

その他ございますか。生活環境部長お願いします。

(生活環境部長)

リスコミの話もありましたが、これまで生活環境部では、消費者向けの様

々なシンポジウム、講演会、市町村と連携した少人数のリスコミなどを開催してきてました。特に、今年度については、教育委員会、小中学校の保護者の方や中学生の生徒さん達も含めて、講座などを様々な形で回数を増やして取り組んでいきたいと考えております。

また、昨年からの取り組みといたしまして、首都圏の消費者の方をお招きし、検査をしている現場の見学や農業者の方との意見交換などを実施しております。首都圏から来られた方のその後のアンケートでは、「理解が深まった」、「安全について十分分かったので、今後はできるだけ福島のもの」という意見もありました。風評対策につきましては、各部において様々な対象をターゲットとして行っておりますので、引き続き、しっかり検査をやっているということ、来てもらうなり、実際に体験してもらうなどの取り組みを通して感じてもらうことが重要かと思えます。

## **(2) 平成26年度事業計画について**

(議長)

それでは、(2)の平成26年度事業計画について事務局から説明をお願いします。

### **○概要等説明**

(食品生活衛生課長)

次に、資料3をご覧ください。「(2)平成26年度事業計画について」説明いたします。

平成26年度事業計画につきましては、新規事業が1件、事業名や事業説明文の修正が5件、及び成果目標の修正が1件の計7件の変更があります。その他の事業につきましては、平成25年度事業を継続して実施いたします。

まず、1ページの基本施策1の部分における「(1)事業の説明文の見直しについて」ですが、(1)「安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」の項目中「⑦ふくしま園芸パワーアップ事業」であります。説明文中のプロジェクト名及び内容の一部修正を行ったものです。

次に、(2)「生産から消費に至る監視・指導の強化」の「ア 生産段階における監視・指導の強化」の項目中「⑤水産物産地市場衛生管理指導」です。この事業の説明文の目的部分の表現を、より広い意味で安全確保を図るという意味で、修正しようとするものであります。

次に、2ページでございます。

基本施策2の部分における「(1)新規事業の追加」ですが、(2)「食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」の項目中【具体的な取組み】に⑤として郡山市が行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を追加するものです。この事業は、内閣府との共催により、中学生を対象として意見交換等を行うものです。

次に、「(2)成果目標の見直しについて」ですが、「(4)食育の推進」の項目において、平成25年度プログラムより新たに追加した代表指標について、平成26年度の目標値を25年度ですでに達成したため、目標値を上方修正しようとするものであります。

次に、3ページです。基本施策3の部分における「(1)事業名称の見直しについて」ですが、(2)「食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」

の項目中「⑨食品等の放射能簡易分析装置整備事業」であります。

本事業は、消費者の身近な場所で自家消費野菜等の検査を実施できるよう、機器の整備及び検査体制の支援を行ってきましたが、機器整備が概ね終了し、事業内容は検査体制の支援が中心であるため、事業名を変更しようとするものであります。

続いて「(2) 事業の説明文の見直しについて」ですが、(4)「食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」の項目中「②食品等の放射能に関する説明会」です。これは、説明文の内容を現在の実態に即した内容に改めるとともに、平成26年度の取組も付記するものであります。

続いて(5)「食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」の項目中「②放射性物質除去・低減技術開発事業」です。これは、農業以外の林業や漁業における技術開発も含んでいるため説明文の内容をより正確な内容に改めるものであります。

以上の内容を加えまして、資料4のとおり、平成26年度のプログラムとして事業を展開していくこととしております。平成26年度事業計画については以上です。

## ○質疑等 (概要等説明について)

(議長)

それでは、今の説明につきまして、何かありますか。

商工労働部長、何かありますか。

(商工労働部長)

商工業では加工食品が多く取り扱われています。放射性物質検査では、乾燥された食品で数値が検出される割合が多いので、そのような点について注意喚起をしっかりとしていきたいと思っております。いずれにしてもハイテクプラザにおいて、しっかりと検査を実施していきたいと思っております。

それと全体的なことで、気になることですが、現在、検査において消耗品などの費用がかかっているのですが、検査体制を継続していくためには財源の問題も当然出てくると思っておりますので、今年度も財源を確保できるよう全体として取り組んでいかなければならないと考えております。

(議長)

それでは、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」については、原案のとおりとすることよろしいですか。

ご異議がないようですのでプログラムにつきましては、原案のとおり、といたします。プログラムの期間は今年度までとなっておりますので、引き続き各部局で連携し、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

## 議題 2 : 最近の食の安全・安心に関する事例について

(議長)

次に議題 2 に移ります。最近の食の安全・安心に関する事例について事務局から説明をお願いします。

### ○説明

(食品生活衛生課長)

資料 5 をご覧ください。議題 3 の「最近の『食の安全・安心』に関する事例について」、ですが、今回は【大規模食中毒の発生について】説明させていただきます。

食中毒統計は通常暦年で処理しておりますので、そのような形で説明させていただきます。まず、お示しいたしましたグラフは平成 20 年以降の食中毒の発生件数と患者数を示したものですが、今年の発生状況を見てみますと、今年上半期までに 10 件発生し患者数は 426 名と、平成 20 年以降の状況と比較すると、患者数がかなり多いことがわかります。これは、(資料 5 の) 2 に示しますように、2 件の大規模食中毒が発生したことが要因となっております。

1 件目は、平成 26 年 2 月 25 日から 3 月 2 日にかけて、福島県立医科大学附属病院の一般外来者・職員用食堂で発生した患者数 178 名のノロウイルスによる食中毒です。

2 件目は、平成 26 年 3 月 28 日から 4 月 14 日にかけて、会津地区の食肉処理業者が加工した馬刺しにより、1 都 10 県に渡り患者数 88 名の発生をみた、腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒です。

これら食中毒の防止対策ですが、食中毒の発生要因としては調理従事者の手指や調理器具機材の洗浄消毒が適正に実施されなかったことが大きな部分を占めておりますので、県内の保健所においては細菌性食中毒の発生しやすい夏場を中心として、学校給食等の大量調理施設を重点的に巡回監視するとともに、調理従事者を対象とした衛生講習会を開催し、適正な調理作業や衛生管理対策を徹底するよう指導・助言をしてまいります。

資料 5 については以上です。

### ○質疑等

(議長)

ただいまの件につきまして、何かありますか。

(議長)

馬刺しの食中毒は県内で初めてですか。

(食品生活衛生課長)

以前にも何件か発生しておりますが、O157 によるものは今回が初めてです。

(議長)

保健福祉部長、何か感想ありますか。

(保健福祉部長)

このことについては、食品生活衛生課長の説明のとおりです。この食中毒事件だけではなく、食中毒事件全体についてですが、その原因は、手洗いが不十分であったり、当たり前の衛生管理が行われていないことなどが事故という結果につながってしまっています。放射性物質のことも含むのですが、食の安全の確保について、我々行政や取締機関で専門的な知識や科学的な根拠などから行える指導や情報の提供と、県民の皆様や事業者の方々が食の安全に対する取り組みを理解をして行うことがかみ合わないと、食の安全・安心が継続的に確保できないと考えるので、我々は指導等に一生懸命になるのみではなく、県民の皆様や事業者の方々に衛生管理等について理解していただき、気をつけていただくことが事故等の防止に非常に重要なのではないかと考えます。先ほど、リスコミについての話もありましたが、一段と丁寧に県民に対する情報提供等を行っていかねばならないと考えております。

それからもう一つですが、先ほど議長からもお話ございましたが、「ふくしま食の安全・安心プログラム」は今年度で3年目の年になっておりますので、今年度の評価をさせていただいた上で来年度の新たなプログラムの策定に向けて、色々皆様方にご協力いただくことになると思いますので、合わせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

各部局において、かなり情報発信をしていただいておりますけれども、県全体または中核市と連携をした情報発信というのも重要だと考えております。

知事直轄において情報発信などを行っておりますが、知事直轄での取り組みについて紹介していただけますか。

(直轄理事兼安全管理監代理：知事公室長(兼)秘書課長)

知事直轄では、今年度の広報を戦略的な情報発信を行うということで、効果的な情報発信のために全庁一丸となって様々な取り組みを行っているところです。発信した情報がなかなか伝わっていないという状況があることから、情報がどれだけ伝わって、どのような効果があったかなどの分析を今年度初めて行っております。

食の安全・安心について様々な取り組みが行われており、様々な形で情報発信が行われている訳ですが、関心のない方にどれだけ伝わっているか、放射能に過敏になられている方にどのような伝わり方を行っているのかなど、情報発信において非常に重要な点だと考えるので、広報課を中心に分析を行いながら、効果的な情報発信に努めていきたいと考えております。

(議長)

それでは今後とも関係部局、中核市が連携しながら食の安全・安心の確保に向けてしっかり取り組まれるようお願いいたします。

### 議題3：その他

(議長)

最後に全体を通して、意見があればお願いをしたいのですが、何かありますか。

特になければ、本日の会議は以上をもちまして終了といたします。  
ありがとうございました。

**【閉 会】**

(司会)

以上をもちまして、平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議  
を閉会いたします。

(別紙名簿)

平成26年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議 議長及び委員

【議長】

職名	氏名	備考
副知事	村田 文雄	

【委員】

職名	氏名	備考
直轄理事兼 安全管理監	(藤島 初男)	代理:成田良洋(知事公室長兼秘書課長)
生活環境部長	長谷川 哲也	
保健福祉部長	鈴木 淳一	
商工労働部長	星 春 男	
農林水産部長	畠 利 行	
教育委員会教育長	杉 昭 重	
郡山市 保健福祉部長	(佐久間 卓見)	代理:菊地 宗光(保健所次長)
いわき市 保健福祉部長	(園部 義博)	代理:星 元(保健所生活衛生課長)